

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び営業日等

相談 窓口	名称 木之本余呉西浅井地域包括支援センター
	電話 0749-82-3570 FAX 0749-82-3646
	担当
営業 日時	8:30～17:15（月・火・木・金・土）
	営業しない日は①水曜日及び日曜日②国民の祝日に関する法律に定める休日③12月29日から翌年1月3日までの日です。

2. 当事業所の概要

事業所名	木之本余呉西浅井地域包括支援センター
所在地	長浜市木之本町黒田1221番地
事業所指定番号	2500300070
通常のサービス提供実施地域	長浜市（木之本・余呉・西浅井圏域）

3. 事業の運営方針

- (1) 本事業は、利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的にされるよう配慮して行うものとします。
- (3) 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業所等に不当に偏ることのないよう、複数の介護予防サービス事業所を紹介し、利用者の求めに応じ、介護予防サービス等を行う事業所を支援計画書に位置づけた理由を明らかにします。
- (4) 事業の運営にあたっては、木之本余呉西浅井地域包括支援センター、市、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、市民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。また、入院等が必要になった場合は、利用者等から担当する介護支援専門員の氏名等を入院する医療機関に情報提供いただくことで、必要な連携に努めます。
- (5) 上記の他、本事業の運営については、「長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（令和3年条例第6号）の規定を遵守するものとします。

4. 提供するサービスの内容

内 容	提 供 方 法		
	介護予防支援・ 介護予防ケアマネ ジメントA	介護予防 ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
介護予防サー ビス・支援計 画書等の作成 と各サービス 提供事業者と の調整	国で示された標準方式を使って利用者と共に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。		国で示された標準方式を使って利用者と共に必要な援助を考え、生活改善計画書を作成します。また、サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実 施状況及び課 題の把握	担当の地域包括支援センター職員または介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者のお宅に訪問します。また、適時サービス提供事業所に訪問・電話連絡するなどして、サービス内容が適切かなどについて話し合います。必要があれば計画を見直します。		担当の地域包括支援センター職員または介護予防ケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、サービス利用1か月以内に通所先もしくは利用者のお宅に訪問します。また、利用者の状況変化等があった際に、サービス実施者側から地域包括支援センターに情報が入るよう、連携をとります。
訪問の頻度	3か月に1回以上	3～6か月に1回以上	1か月以内に1回以上
給付管理	介護保険、総合事業を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整します。また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。		
要介護（要支 援）認定等の 協力、援助	利用者が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定について申請を代わって行い、その他必要な援助を行います。		
利用者からの 相談の対応	介護保険や介護予防に関することなら、何でもご相談をお受けします。		

5. 利用料金

費用項目	介護報酬	金額
介護予防支援	442単位	4,512円
介護予防ケアマネジメントA	442単位	4,512円
介護予防ケアマネジメントB	411単位	4,196円
介護予防ケアマネジメントC（初回月のみ）	442単位	4,512円
初回加算（月額）	300単位	3,063円
委託連携加算（委託する初回のみ）	300単位	3,063円

利用者に介護保険が適用される場合は全額介護保険により負担され、利用料を支払う必要はありません。

ただし、利用される方に、以前に保険料の滞納があった場合は、利用者より料金をいただき、当事業所が発行する指定介護予防支援提供証明書等をもって、差額の払戻しを受けることができます。

6. プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。また、当事業所の職員でなくなっても秘密は保持します。

サービス提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名をいただきます。

7. 事故発生時の対応

木之本余呉西浅井地域包括支援センター職員または介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに家族等に連絡を取るとともに、その他必要な場合は、主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

8. 契約の解除

- (1) 利用者は当事業所に対し、契約の解除の通知を、解除する日の7日前までに届け出ていただくことによって、この契約を解除することができます。ただし、緊急の入院などのやむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、利用者やそのご家族が、当事業所や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所の職員に対してこの契約を継続し難いほどの信頼関係を損ねる行為を行われた場合、文書でお知らせすることにより、ただちにこの契約を解除することがあります。

9. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者が要介護認定を受けた場合
- (3) 利用者が介護保険の適用外となった場合
- (4) 利用者が転居し、地域包括支援センターの担当圏域が変更になった場合
- (5) 利用者が事業者の委託を受けた居宅支援事業者が実施する介護予防支援を契約した場合
- (6) 利用者が死亡された場合

10. 相談・苦情窓口

次の事について、ご相談や苦情などございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- (1) 当事業所が提供するサービスについて
- (2) 介護予防サービス計画・支援計画書にもとづき提供している各サービスについて

木之本余呉西浅井地域 包括支援センター	長浜市木之本町黒田 1 2 2 1 番地	
	電話	0 7 4 9－8 2－3 5 7 0
	FAX	0 7 4 9－8 2－3 6 4 6

上記以外でも、ご相談や苦情については下記の窓口があります

長浜市長寿推進課	長浜市八幡東町 6 3 2 番地	
	電話	0 7 4 9－6 5－7 8 4 1
	FAX	0 7 4 9－6 4－1 4 3 7
	または市役所代表電話	0 7 4 9－6 2－4 1 1 1
滋賀県国民健康保険団 体連合会	大津市中央 4 丁目 5 番 9 号	
	電話	0 7 7－5 2 2－2 6 5 1
	FAX	0 7 7－5 2 2－2 6 2 8

1 1. その他

この重要事項説明書をはじめ、契約書は大切に保存してください。

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 滋賀県長浜市木之本町黒田 1 2 2 1 番地

名称 木之本余呉西浅井地域包括支援センター

代表者 センター長

印

説明者 所属 木之本余呉西浅井地域包括支援センター

氏名

印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

※自署の場合は、押印を省略することができます。